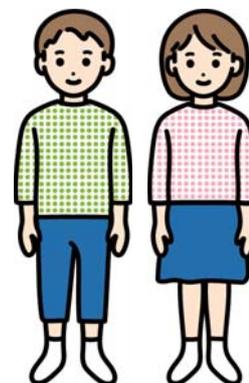


令和4年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



■ 支給対象者

〈ひとり親世帯の方〉

下記の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（**申請不要**。6/24振込済です）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（収入が児童扶養手当の支給基準額を下回る方に限る）（**申請が必要です**）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（**申請が必要です**）

〈ひとり親世帯以外の方〉

下記の①②の両方に当てはまる方

- ①令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
 - ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方。又は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ◎令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者の方で、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方は、**申請不要**です。（7/8振込済）
- ◎令和4年4月以降の新生児等で児童手当・特別児童扶養手当を新たに受給する方で、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方は、**申請不要**です。（対象者へは、ご案内を送付後、児童手当等を支給している口座へ振り込みます。）
- ◎**上記以外の方は申請が必要です**。（例：高校生のみを養育している方、収入が急変した方等）

■ **受付期限** 令和5年2月28日（火）まで

■ **給付額** 児童1人当たり一律5万円

■ 申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに子育て支援課まで持参、又は郵送でご提出ください。（申請書は、潮来市ホームページ、又は子育て支援課で取得できます。）

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388